

令和6年度
大久保小学校いじめ防止基本方針



(46) 富山市立大久保小学校

1 大久保小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立大久保小学校は、子供の尊厳を保持する目的の下、市、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見及び、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「大久保小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であるという認識に立ち、子供が安心して学習等の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを子供が十分理解できるように行うことが必要です。加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要になります。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 児童等…学校に在籍する児童又は生徒
- ※ 一定の人間関係…学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係にあるものを指します。
- ※ 物理的な影響…身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。
- ※ 心身の苦痛を感じているもの…いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

- ※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- ※ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不用であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 昨年度は、全校を通して、からかいや悪口、仲間はずれや集団での無視等、5件のいじめを認知しています。

(2) 本校の課題

- ・ どの学年においてもいじめは発生するという意識をもって、いじめの未然防止の指導の充実（積極的な生徒指導）を図る必要があります。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口等、言葉によるいじめが多いので、教員から範を示すなど言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・ 子供同士のトラブルに終わらずに、保護者間あるいは学校に対する不信感へとつながることも考えられるので、保護者との連携を図りつつ、解決に向けて取組を進めていく必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

【いじめを生まない学校風土・学級風土づくり】

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 一人一人の子供にとって安心できる、自己存在感や充実感を感じることができる「居場所づくり」をします。
- ・ 子供自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができる「共感的な人間関係の育成」に努めます。
- ・ 教師は考える楽しさ・分かる喜びを味わうことができる授業づくりに努め、子供が主体となって学習し、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進します。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。

【心の通い合う教職員の協力協働体制づくり】

- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、本校の教職員およびＳＣ等の専門機関との連携、担任以外の先生との相談制等、チーム体制による子供理解や支援を行い、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解さ

せ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。
- ・ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合には、警察に相談、通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ 重大事態が発生した場合はP 7以降を参照にして対処します。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)

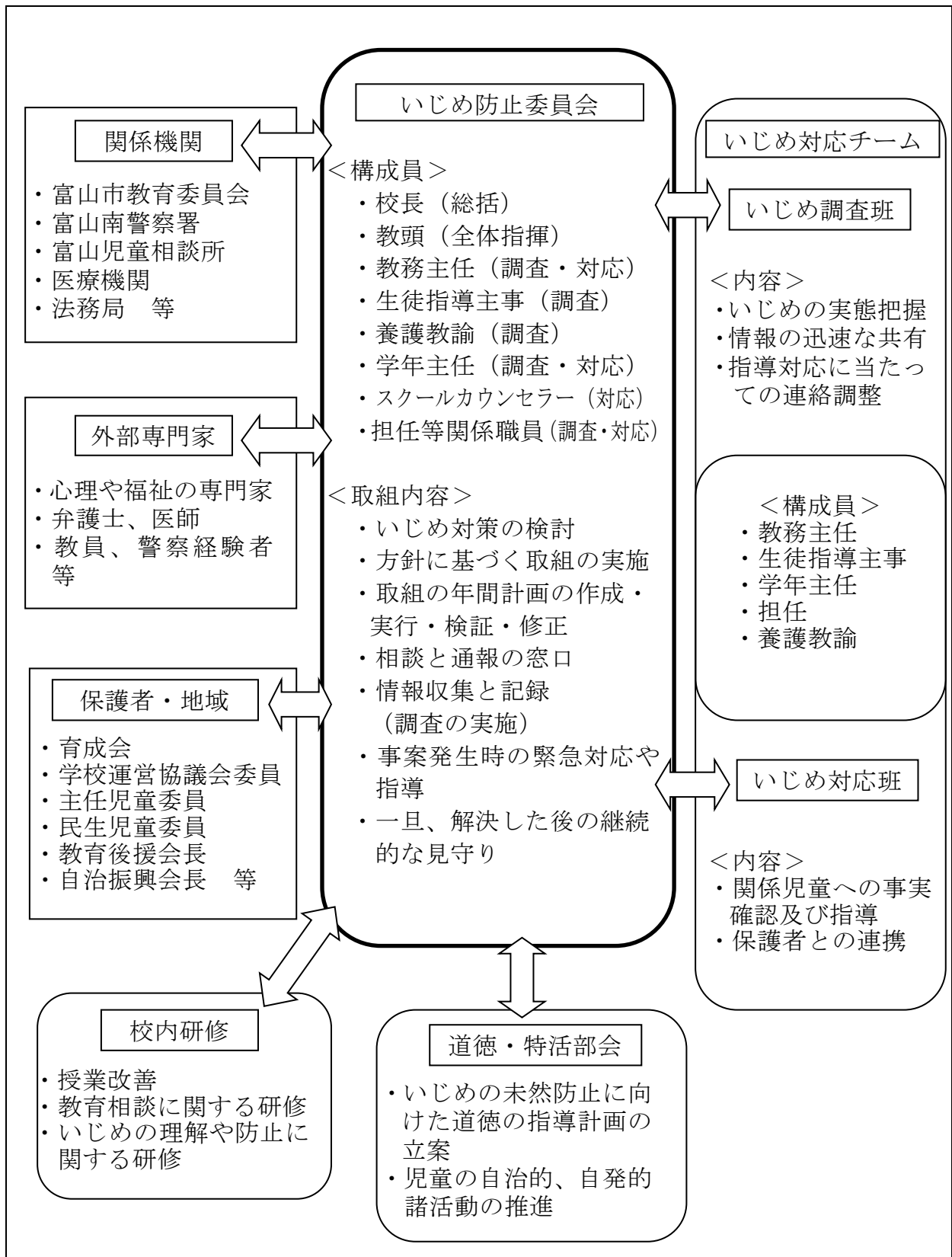


表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	事案発生時、緊急対策委員会の実施			
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	生徒指導委員会	生徒指導委員会		
	①学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・SST等)				
	学年経営案や学校だよりを通して保護者への啓発		児童会による未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組	さわやかアンケート (毎月)				
			教育相談 月間	保護者 学校評価 アンケート	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認	事案発生時、緊急対策委員会の実施				いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (なかよし活動・SST等)		生徒指導委員会		③学級・学年づくり 人間関係づくり (卒業へ向けての活動・SST等)		
	「人権週間」での啓発					道徳・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取組	さわやかアンケート (毎月)						
			教育相談 月間	保護者 学校評価 アンケート			

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

第1号の例示 ○ 児童生徒が自殺を意図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

○ 転向に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。

・ 市教育委員会が主体となる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他の教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

・ 市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員会を置くこととします。

・ 学校が調査の主体となる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。

・ いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場

合もあります。

③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・ 調査に当たっては重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

5 いじめ防止に関するその他の事項

○ 「大久保小学校いじめ防止基本方針」の見直しについて

「大久保小学校いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して毎年度、年度末に見直しを図り、必要があれば改訂することとします。

6 いじめが起こったときの組織的対応の流れ

